

8 工事の概要、機器のメニューごとの条件及び必要書類

ア 断熱材の設置（外気等に接する部分）

メニューごとの条件

- ① 1 つ以上の居室において、外気等に接する全ての部分について、断熱材を設置すること。
- ② 使用する断熱材の熱抵抗値がそれぞれ基準を満たすこと。
 - 改修する部位（屋根、天井、外壁）：熱抵抗値（R値）2.7以上
 - 改修する部位（床）：熱抵抗値（R値）2.2以上
 - ・ 熱抵抗値＝断熱材の厚さ÷熱伝導率の値（小数点二位切り捨て）
 - ・ 単位：熱抵抗値（ $\text{m}^2\text{K}/\text{W}$ ）、断熱材の厚さ（mm）、熱伝導率（ $\text{W}/\text{m} \cdot \text{K}$ ）
- ③ 北海道環境財団に登録されている断熱材であること。

申請に必要な書類

（注）提出書類は可能な限り A 4 サイズに統一し、ホチキス留めはせずにご提出ください。

※必ず、工事完了後に申請してください。各様式は区ホームページよりダウンロードできます。

- ・ 交付申請書兼請求書【様式 1】
- ・ 申請時チェックリスト【様式 2】
- ・ 領収書及び領収書内訳書の写し【参考様式 1】
 - ※領収書の宛名は必ず申請者名としてください。
 - ※工事経費の全額が記載された領収書が必要です。
 - ※領収書内訳書には、平面図に記載の改修箇所番号と整合がとれるように【参考様式 1】を用いて断熱材の厚み、熱伝導率を記載してください。（熱抵抗値（ $\text{m}^2\text{K}/\text{W}$ ）が自動計算されます。）
- ・ 平面図
 - ※改修箇所が分かるようにマーキングし、領収書内訳書と整合がとれるように改修箇所番号を記載してください。
- ・ 断熱材の仕様が確認できるカタログ、パンフレット等の写し
- ・ 断熱材が北海道環境財団に登録されていることがわかるものの写し
- ・ 工事完了日が確認できるものの写し（工事完了報告書）【参考様式 2】
 - ※施工会社又は販売会社が作成したものがが必要です。
- ・ 断熱材の出荷証明書の写し
- ・ 建物の登記事項証明書（原本／コピー可）（法務局でご申請下さい）
 - ※発行日が申請前 6 か月以内のもの
 - ※法務局の公印が無いものは認められません。
- ・ 申請者の住所が確認できるものの写し
 - （運転免許証、マイナンバーカード又は住民票（原本・コピー可））
 - ※社会保険証やパスポート等に住所が手書きで記載されているものは認められません。
 - ※マイナンバーカードの写しを提出する場合は、必ず表面のみご提出をお願いします。（裏面の個人番号部分のコピーは提出しないでください。）
- ・ その他、区長が必要と認めるもの
 - ※審査にあたり、上記以外の書類の提出を求める場合があります。